

第9回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成19年2月23日(金曜日)午後3時00分
2. 閉会日時 平成19年2月23日(金曜日)午後4時55分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 3階セミナー室
4. 出席議員(21名)

1番 大脇和代	3番 前田賢治
4番 前田守彦	5番 田淵基次
6番 岡前治生	7番 高山政信
8番 船曳順市	9番 田中鶴雄
10番 山下由美	11番 小林慎一
12番 東 豊俊	13番 村上 昇
14番 正木 悟	15番 石堂 基
16番 新田俊一	17番 金谷英志
18番 松尾文雄	19番 大下吉三郎
20番 川田真悟	21番 森本和生
22番 西岡 正	

5. 欠席議員(1名)

2番 桂 隆司

6. 出席説明員

管理者 庵途典章	副管理者 白谷敏明(職務代理)
副管理者 嵯峨 徹	副管理者 西田正則
副管理者 山本 暁	監査委員 坂口 榮

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合次長 堀 秀三
同次長 船曳 覚
同局長補佐兼企画調整係長 深澤寿信
同建設2係長 坂井高誉
同総務係長 尾崎敏彦
同 小笹万起子

8. 関係市町主管課長

姫路市環境局環境美化部リサイクル推進課長 田摩喜啓
たつの市市民生活部環境課ごみ対策担当課長 安原寛幸
宍粟市福祉部衛生課長 田中正春
上郡町住民課長 金持弘文
佐用町住民課長 山口良一
佐用クリーンセンター所長 森脇正洋
宍粟環境事務組合事務局長 中尾 徹
播磨高原広域事務組合事務局長 高橋道夫

9. 議事日程

- 1 議長あいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣告
- 4 議事日程
 - 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 選挙第2号
にしはりま環境事務組合議会議長選挙の件
 - 第5 報告第1号
行政報告
 - 第6 報告第2号
にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件
 - 第7 議案第2号
平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第2号)の件
 - 第8 議案第3号
平成19年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件
- 5 閉会宣告
- 6 管理者あいさつ
- 7 議長あいさつ

議長あいさつ

副議長（西岡 正君） ただいま議長が不在につき、副議長が進行役を務めさせていただきます。しばらくの間ご協力をお願いいたします。

定刻がまいりましたので、ただ今より2月定例会を開きます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さもようやく衰えはじめ、春が待ち遠しい季節となってまいりましたが、本日ここに第9回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、各市町定例会前のご多忙の中にも係わりませず、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。本日の附議案件は選挙が1件、報告2件、議案2件であります。

なお、本日2番の桂隆司議員より欠席届が提出されておりますので受理をいたしております。

それでは、どうか慎重なるご審議を賜りまして、適切なる議決が得られますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

管理者あいさつ

副議長（西岡 正君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 先ほどの全員協議会に引き続きまして、にしはりま環境事務組合定例議会よろしくをお願いいたします。

協議会でも報告をさせていただきましたけれども、組合で取り組んでおります循環型社会拠点施設の建設に向けまして、18年度事業内容もいろいろと説明をさせていただきましたけれども、事業におきましてかなり調整をしなければいけないというような状況の中での補正予算も出させていただいております。また、19年度にはいろいろな方々のご支援をいただき、地域の方々のご支援もいただきながらこの計画の着実な推進に向けて取り組んでいきたいと考えておりまして、本日19年度予算を提案させていただきます。この事業が私たちの地域におきまして、より必要な施設として、そして安全で効率的な施設の建設に向けて鋭意努力をして参りたいと思っておりますので、それに対する予算におきまして慎重審議をいただき、適切な結論をいただきますようお願いを申し上げます。最初にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会宣告

副議長（西岡 正君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただ今より、第9回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

副議長（西岡 正君） 日程第 1、議席の指定を行います。

上郡町の役員選挙に伴い、新たににしはりま環境事務組合議会議員に選出されました村上昇議員及び正木悟議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により議長から指定いたします。

1 3 番、村上昇議員、1 4 番、正木悟議員といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

副議長（西岡 正君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 1 条第 1 項の規定により議長より指名をいたします。

3 番、前田賢治議員、2 0 番、川田真悟議員、以上両議員にお願いをいたします。

日程第 3 会期の決定

副議長（西岡 正君） 続いて日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

選挙第 2 号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙の件

副議長（西岡 正君） 日程第 4、選挙第 2 号、にしはりま環境事務組合議会議長選挙の件を議題といたします。

本組合議長を勤めておられました高尾議長が上郡町の役員選挙に伴い組合議長を異動となったため、ただ今議長が欠けております。

よって、議長選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、議長による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことと決定いたしました。

それでは、議長に正木悟議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、指名いたしました正木悟議員を議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました正木悟議員が議長に当選されました。

議長に当選された正木悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

正木悟議員議長席にお着きのうえ、ごあいさつをお願いしたいと思います。

これをもちまして議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

議長（正木 悟君） ただ今、皆様のご推選によりまして、にしはりま環境事務組合の議長に就任させていただくこととなりました上郡町の正木でございます。いたらぬ者ではございますが、精一杯の努力をさせていただきたいと思っておりますので、皆様の格段のご指導とご協力を賜りまして、この大事な議会がスムーズに円滑に出来ますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが議長就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

議長（正木 悟君） それでは、議事日程に従い議事を進めさせていただきたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお祈りいたします。

報告第1号 行政報告

議長（正木 悟君） 日程第5、管理者から報告第1号、行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

管理者。

管理者（庵逄典章君） 事務局から報告をさせていただきます。事務局次長。

事務局次長（堀 秀三君） ただ今議題となりました報告第1号、行政報告の説明をさせていただきます。お手元の資料でございますが、資料ナンバー1の2ページをご覧くださいと思います。循環型社会拠点施設整備推進の主要経過でございますが、この主要経過につきましては昨年8月7日の定例会におきまして、7日までの経過につきましては報告させていただいておりますので申し訳ございませんが割愛をさせていただき8月7日以降についての説明とさせていただきたいと思っております。

資料の3ページからでございます。3ページをご覧くださいと思います。3ページの上から3行目でございますが、平成18年8月7日にしはりま環境事務組合議会。続きまして8月20日でございますが、光都住民説明会を開催いたしております。この説明会につきましては、たつの市主催による説

明会でございます。県民局、企業庁、そしてたつの市長、組合合同で説明会を開催しております。40名の出席でございました。続きまして8月30日でございますが、主管課長会を開催しております。続きまして9月26日でございますが、循環型社会拠点施設整備専門委員会ということで専門委員会を開催しております。これにつきましては、生活環境影響調査の意見書の取りまとめの報告をさせていただいております。続きまして10月12日には主管課長会議。10月15日には光都21自治会より住民説明会の回答の要求書が提示されて受理をしております。この件につきましては、8月20日の説明会の質問についての回答要求でございました。しかし、アセスの意見書の内容と重複していた内容が多かったかと思えます。続きまして10月24日でございますが、鞍居地区住民説明会でございます。その説明会におきましては100名の出席でございました。続きまして11月6日でございますが、第20回建設予定地周辺地域連絡会。11月13日でございますが、鞍居地区連合自治会長会を開催しております。22名の自治会長さんの出席でございました。続きまして11月14日でございますが、循環型社会拠点施設整備にかかる丈量測量、進入道路他詳細設計及び地質調査業務の入札を執行しております。この件につきましては日建技術コンサルタント株式会社に請負金額は4,536万円でございます。入札方法は制限付きの一般競争入札でございました。11月22日でございますが、財政・環境担当課長会議、これは周辺整備による経費の負担についての説明会でございます。続きまして11月24日から12月8日でございますが、生活環境影響調査結果報告書公告縦覧ということで最終の報告書の縦覧をしております。この件につきましては新宮総合支所で2件、上郡町で4件、三日月支所で1件、組合事務所で5件、合計12件の縦覧者がございました。姫路市、たつの市、宍粟市、安富支所、佐用町におきましては縦覧者はございません。続きまして11月29日でございますが、宍粟市都市計画決定にかかる住民説明会。これは住民の方6名の参加でございました。続きまして12月4日でございますが、佐用町都市計画決定にかかる住民説明会。6名の出席でございました。12月10日でございますが、上郡町都市計画決定にかかる住民説明会。これは住民1名の参加でございました。12月13日でございますが、主管課長会議。12月17日でございますが、光都地区住民説明会を開催しております。この件につきましては8月20日、10月15日の質問内容の報告をさせていただいております。県民局、企業庁、たつの市、組合合同で開催をしております。光都地区自治会の役員11名の出席でございました。内容につきましてはアセスの意見書と重複しているということでアセスの縦覧公告が終わってからの説明ということで地元了解のもとで日程を決めさせていただきました。12月22日でございますが正副管理者会。1月28日でございますが、鞍居地区の自治連合会会議。ちょっとこれ間違っておりますが鞍居地区連合自治会長会議でございます。この会議におきましては、鞍居地区の自治会長さん22名と県民局、上郡町長、助役さん、住民課長さん含め組合とすべて合同で調整会議を行っております。

1月31日でございますが、主管課長会議。2月7日でございますが、正副管理者会議。そして、2月16日でございますが、にしはりま環境事務組合議会運営協議会を開催しております。以下は本日の内容のところでございますので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（正木 悟君） 行政報告の説明が終わりました。

行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、質疑内容を検討して、受け付けることができることといたしています。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番。

5番（田淵基次君） 住民説明会の出席者人数ですけれども、上郡の出席者は何名だったのですか。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） 都市計画決定にかかる住民説明会の出席者は1名でございます。

以上でございます。

議長（正木 悟君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 今、住民説明会に関する報告がありましたが、その説明会の住民への知らせ方はどんな方法でされているのかという点と、それから光都の方では出席者が多かったと思うのですが、それについての中身については今ちょっと説明があったんですが、ここではそれらの主な質問と回答というのはお答えはいただけないのですか。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） 住民説明会の住民へのお知らせの話でございますが、これは都市計画の関係でしょうか。都市計画の決定の縦覧のお知らせといえますのは各構成市町で広報等でお知らせをさせていただいております。

それから、住民説明の内容につきましても都市計画の関係でしょうか。

1番（大脇和代君） 光都地区のです。

事務局次長（堀 秀三君） 光都地区の説明会の内容といえますのは、生活環境影響調査の準備書にかかる質問等が多かったものでございます。したがって、生活環境影響調査の報告書の中には添付をしておりますけれども、それは縦覧公告をしておるといっていつ見ていただいても結構でございます。

1番(大脇和代君)　そこでのポイント的なことは答えられませんか。

事務局次長(堀 秀三君)　数がたくさんございまして63項目程度あるわけですが、個々に拾い上げるとかなり時間が掛かるのでございますが、大まかなまとめ方といたしましては事業の計画に関する意見書というのが11件。それと大気汚染に関してが14件。騒音、振動、悪臭に関してが2件。水質汚濁に関してが16件。景観に関するものが3件。その他事後調査関係が4件。それ意外にその他ということで13件ございます。

63項目でございますけれども、それを一つ一つ呼び上げれば時間が掛かりますので、また後で見ただけであればお見せはさせていただきます。

議長(正木 悟君)　1番。

1番(大脇和代君)　その説明会で説明なさせて、皆さんが良く理解はされたというふうに理解しているのですか。

議長(正木 悟君)　事務局。

事務局次長(船曳 覚君)　自治会の役員さん11名の方が参加されたのですが、事業の建設に向かって進んでいる中で、地元としても反対ばかり出来ないということでいろんな協議をしていきたいと思いますというそういうかたちの会議になりました。前向きに進んでいると組合としては考えております。

議長(正木 悟君)　1番。

1番(大脇和代君)　自治会長さんに対する説明会ということで、その前に8月20日に、これは光都の一般の住民の方が参加されたわけですね。そこでは良く理解はされたのですか。

議長(正木 悟君)　事務局。

事務局次長(堀 秀三君)　8月20日におきましては、すべて全部ご理解をされたというわけではございません。いろんな課題を残したのも事実でございますが、それは12月17日に改めて環境保全協定ということで、お互い理解出来たということで、ある程度の前向きな範囲では進展したというようにとらえております。8月20日におきましてはかなり反対の意見も出ましたし、それはすべてご理解いただいたというものではございません。

1番(大脇和代君)　ありがとうございました。

議長(正木 悟君)　他にございませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長(正木 悟君)　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで行政報告は終わりました。

報告第2号 にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件

議長（正木 悟君） 日程第6、報告第2号、にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件を議題といたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） この件につきましても事務局から説明をさせますのでよろしくお願いたします。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（船曳 覚君） 事務局より、にしはりま環境事務組合規約変更案につきましてご説明を申し上げます。

組合規約の変更案につきましては、先の第8回定例組合議会で報告しておりますが、昨年9月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律によりまして改正を行う部分について、今回変更案を調整して県民局サイドの最終調整を終えましたので報告させていただきます。なお、ご承知の通り、本組合の規約変更につきましては、各構成市町の議決を得るもので本組合で議決を必要とするものではありませんのでその旨ご了承いただきたいと思います。

それでは、事前配布しております定例会の提出議案別紙資料1の方の11ページから13ページをお開きください。変更箇所は青色と赤色で記載しております。前回の第8回定例組合議会で報告させていただいております箇所を青色で表示しております。赤色で表示しております部分につきましては前回の報告から変更しております部分です。青色で表示しております箇所の議員定数、経費の負担割合、句読点等の整理等にかかる変更案の内容につきましては、第8回の定例組合議会で既に報告をさせていただいている通りです。地方自治法の改正に伴う部分につきましては、前回変更案について報告をしておりますが、先ほど申し上げました通り県民局等との調整を終えて若干変更しておりますので地方自治法の改正に伴う部分について変更内容を報告させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。第8条関係ですが、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、地方自治法第161条第1項関係の助役制度の見直しに関する事項として、「市町村の助役に代えて市町村に副市町村長を置く」とされたこと。また、地方自治法第168条第1項関係の出納長及び収入役制度の見直しに関する事項として「出納長及び収入役を廃止し普通地方公共団体に会計管理者を置くものとする」とされております。こうしたことから、規約第8条第1項、第2項、第3項の収入役を会計管理者に、また、姫路市助役を姫路市副市長に変更する案としております。なお、会計管理者は一般職の職員となることから第3項の「ただし書」は削除することとしております。第9条でございますが、これは第8条の変更に伴うもので、前回句読点で表示しておりましたものを赤色で表示してお

りますが「又は」という文言に変更しております。それから第11条につきましては、地方自治法第171条第1項関係で吏員制度の廃止に関する事項として「普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止する」ものとされたことから規約第11条第1項の「吏員及びその他の職員」は職員に変更する案としております。

次に13ページをご覧いただきたいと思います。附則のところです。附則につきましては、前回報告させていただいたものから変更をしております。附則の第1項でございますが、施行日を平成19年4月1日とすること、また、負担割については、平成18年4月1日から適用するとしております。附則の2項でございますが、分担金の適用年度、平成17年度以前及び平成18年度以降の区分を明示しております。第3項につきましては、管理者並びに副管理者の見なし規定です。第4項につきましては、現在に職する収入役の経過措置を追加しております。規約改正案の内容につきましては以上の通りです。本規約改正案につきましては、今後組合構成市町の議会においてそれぞれ提案されることとなりますので、ご配慮賜りますようよろしくお願いいたします。なお、規約改正にかかるスケジュールにつきましては、ちょっと戻っていただいて5ページをお開き願いたいと思います。組合構成市町の議会の議決をいただいた後、 番から以降に示しておりますように 番の協議書を作成しまして、 番であります。3月中に知事許可申請を行い4月1日の施行とさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で規約改正案についての報告を終わります。

議長（正木 悟君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番。

13番（村上 昇君） 2点ほど質問させていただきたいと思います。第2章の組合議会の定数の問題でございますが、私が思うのは当然2名ずつのほうがいいのではないかと思うわけですが、しかしながら、一度に2名ということになるとこれは問題があるだろうということでこういう提案をされてきたのではないかと思うわけですが、それに対する説明が一切なかった。だから、どういう理由で4名にするのか。私の想像からすれば、今まで8名だったものを一度に2名にするということは非常に言いにくいというような問題もあって半分にされたのではないかというふうには取りますが、その辺についてやはり説明してください。どういう理由でこのようになったのかということ。どうですか。言っている意味は分かってもらえますか。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） この組合の構成の合併等の経過を踏まえてですね、当初11町から現在の3市2町ということになりました。そういう枠組みになってもですね、これからの負担割合におきましても旧町の、例えば佐用町でありますと佐用郡4町。人口割と平等割があるわけですが、平等割について4町分を持つというかたちを継続しているわけです。そういう中で定数においては、当然これが全部1町として計算するのであれば、当然定数についても2名ずつにするというのが妥当だと思うのですが、そういうところからいろいろと話し合って4名ということにさせていただいたということです。

議長（正木 悟君） 13番。

13番（村上 昇君） ちょっと意味が私は分からないんですけどね。お金の問題等々が出ておりますけれどね、そういうお金の関係が出て来ますから、佐用と宍粟は4名にして他は2名だということについてですね、私はこれは将来仲良くやっていくのであればね、それはもうどの市町も2名ずつでお金を多く出しているところ少ないところはあると思いますけれどね、それが妥当ではないかと思うのです。しかし、私も今まで8名であったものをここで一度に2名にとは言いたくはありません。これはここで一段階踏んで、将来仲良くやっていくのだということになれば2名ずつでも私は問題はあまりないのではないかと斯様に思いますので要望、意見として出しておきます。

管理者（庵途典章君） はい分かりました。

13番（村上 昇君） 2点目に13ページで、当初は平等割が30で人口割が70というようなかたちで進んでおったのですが、それを今度15と85というようなかたちになると人口が少ないところがすごく影響するんです。だから、どうして15と85なのか説明してください。20のやり方、25のやり方もあったかもしれない。こういう理由の元でこうなったということ。人口の少ないところにはすごい影響ですこれは。だから、私は前にも数字を出しているのを見たことがあります。だから、一度黒板にでもその数字を出してみてください。そしたらこれは大きいなということが分かるはず。だから、一度その辺を出してもらってなるほどという話をしてみてください。そうして理屈が合っていたらもう文句など言うことはないと思うのです。こう思いますのでちょっと質問させていただきました。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（船曳 覚君） 建設負担割の報告につきましては、前回の全員協議会の方で説明させていただいていると思うのですが、計画してある建設事業費の内訳につきまして、処理費とか施設規模に影響する施設建設費やその敷地にかかる事業費、それと進入路関係の事業費等と平等に関すべき事業費とこういったものを事業費の内訳で比較しまして、その比率が85%と15%相当ですということで、こういうことをもちまして建設の負担をするのに平等区分と施設規模等につきましては人口の割で分けてはどうかということで、構成市町さんの方で最終的に合議によりまして望ましいということで

合意に至ったということでございます。そういうことでご理解いただけますでしょうか。

議長（正木 悟君） 13番。

13番（村上 昇君） 理解出来ないのを書いてください。どこどこはこうだったということ。理屈はこうだということ。理屈が通っていたら何も言いません。しかしちょっと大きいねこれは。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） この建設負担金につきましてですね、当然建設段階において見直すということで当初スタートいたしました。そしてこうして具体的な測量や造成工事にかかる段階において、いろいろと見直しにかかる検討をした中ですね、前回は協議会の中で説明をさせていただいて、一応15%平等割、85%人口割というかたちを決定させていただいております。その内容につきましては建設負担割合設定の考え方というものを前回出させていただいておりますけれどもね。ちょっとここに書けと言われても、ここに表がありますのでね。だからこれはコピーして渡せばお渡ししますけれども。村上議員さんは今回新たにみえられていますのでね。これまでの協議内容について途中からということでご理解いただけない部分があるのではないかと思います。他の組合の例とかいろいろな調査もした結果ですね、構成町においては確かにこれによって若干費用負担というのが多くなったり少なくなったりするところが当然出てきます。これについてはそれぞれ不平等にならないようにということも踏まえてこういう決定をさせていただいたと。協議をさせていただき皆さんにご理解をいただき決定したというふうに思っておりますので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。これはコピーすればお渡し出来ますので、以前に説明させていただいた議員さんにおいてはご理解をいただいているというふうには思っております。

13番（村上 昇君） もうよろしいです。

議長（正木 悟君） 他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第2号が終わりました。

議案第2号 平成18年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件

議長（正木 悟君） 日程第7、議案第2号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（庵逄典章君） 補正予算につきましても事務局から説明をさせますのでよろしくお願ひし

ます。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） ただいま議題となりました、議案第2号平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号の件につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料2でございます。資料2の3ページをご覧くださいと思います。平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,243万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,579万6,000円をお願いしたいと思います。続きまして明許繰越でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。債務負担行為の補正でございますが、第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。続きまして地方債の補正でございますが、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。今回の補正の主な要因でございますが、測量、進入道路の設計、造成設計、また地質調査業務の入札減によるものと、その他事務的経費の精査によるものでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。4ページの歳入でございますが、款、補正額、補正後の説明をさせていただきます。1款分担金及び負担金でございます。4,008万7,000円を減額で8,119万8,000円といたします。3款国庫支出金でございますが、3,382万7,000円を減額で1,512万円といたします。9款繰越金につきましては、227万5,000円を増額いたしまして227万6,000円でございます。11款組合債につきましては、6,080万円の減額で2,720万円でございます。歳入の合計といたしましては、1億3,243万9,000円を減額いたしまして1億2,579万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。1款議会費、18万4,000円を減額いたしまして68万2,000円といたします。2款総務費でございますが、1億7,954万8,000円を減額いたしまして7,765万3,000円といたします。5款施設整備事業費でございますが、総務費の中から建設費の負担部分に該当いたします項目のみの新たな款に組み替えをしたものでございます。4,746万円でございます。8款公債費でございますが、16万7,000円を減額いたしまして0円といたします。

以上、歳出合計1億3,243万9,000円を減額いたしまして1億2,579万6,000円とするものでございます。

次に、歳出の内訳についてでございますが、10ページ以降に記載いたしております。10ページをご覧くださいと思います。10ページの1款議会費におきましては費用弁償の減額でございます。

18万4,000円の減額でございます。2款総務費でございますが、1節報酬につきましては270万8,000円、3節職員手当につきましては50万円、9節旅費で80万円の減額をしております。11節需用費でございますが、70万円の減額でございます。12節役務費でございますが31万円、また、13節委託料につきましても1億5,013万円の減額をお願いしたいと思います。この中で測量業務委託料、地質調査業務委託料、設計業務委託料につきましては、先ほど申し上げました通り款の組み替えによる減額でございます。

次に、11ページをご覧くださいと思います。発注仕様書作成業務でございますが、この減額2,500万円につきましては、8月の補正の議決後執行予定でありましたが、先ほどの全員協議会でもご説明させていただきましたように、昨年夏の環境省の廃棄物処理等に関する入札手引きによりまして、発注支援業務というかたちと区分して19年度に執行を予定しております。従いまして、本年度減額をお願いするものでございます。不動産鑑定業務委託料、登記委託料につきましては款の組み替えによる減額でございます。14節使用料及び賃借料でございますが、82万円の減額でございます。これは、特に住民の方を対象にしておりました施設見学の予定をしておりましたが、事情により実施しておりません。従いまして、主にバスの借上料による減額をお願いするものでございます。続きまして、17節公有財産購入費でございますが、この件につきましては2件の民地があります。この民地につきましても、先ほどご説明させていただきましたように交渉中でございます。企業庁との関係もございまして調整中ということで今年度は減額をさせていただき、19年度において企業庁用地と同時に買収したいと考えております。もう1筆につきましては款の組み替えということで計上をさせていただいております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、この件につきましては周辺整備の町道大畑線の道路改良によるものでございます。この件につきましては起債が100%充当ということで不用になったわけでございます。従いまして、三原地区の必要な部分につきましては款の組み替えということで計上させていただいております。続きまして、22節補償、補填及び賠償金でございますが、用地の補正に伴い同様に減額をするものでございます。

以上、総務費合計いたしまして1億7,954万8,000円を減額するものでございます。

次に、5款施設整備事業費でございますが、これは先ほど説明させていただきましたように款の組み替えによる増額でございます。総務費の中から組み替えたものでございます。13節委託料でございますが、現在執行しております調査測量の委託料の4,636万円でございます。17節公有財産購入費におきましては10万円でございます。これは民地1筆の件でございます。続きまして、19節負担金補助及び交付金でございますが、100万円でございます。この100万円につきましては周辺整備の

三原地区に伴う負担金でございます。

以上、合計いたしまして4,746万円を増額するものでございます。

次に、12ページでございます。公債費でございます。16万7,000円を減額いたします。これは、施設整備事業費の測量調査設計におきまして繰越をするため、一時借入金の利子がいらなくなったということでございます。

次に、8ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、歳入の明細につきましては、1款分担金及び負担金の5節分担金につきましては4,008万7,000円の減額でございます。各構成市町の額につきましては説明欄に記載しております通りでございます。3款国庫支出金でございますが、1目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金3,382万7,000円の減額でございます。これは循環型社会形成推進交付金でございますが、入札減等による事業費の縮小による減額でございます。9款繰越金でございますが、227万5,000円の増額でございます。これは前年度の繰越金でございます。続きまして、9ページをご覧くださいと思います。11款組合債でございますが、1目一般廃棄物処理事業債でございます。6,080万円の減額でございます。

続きまして、5ページに戻っていただきたいと思います。第2表繰越明許費でございますが、5款施設整備事業費4,536万円をお願いするものでございます。明許繰越の理由といたしましては、測量業務、進入道路詳細設計、地質調査業務におきましては18年11月29日から19年3月30日ということで現在執行しておりますが、発注時期におきましても8月を予定しておりましたものが11月になったということと、企業庁との調整により都市計画の手続き後の地質調査ということがございましたので今年度の執行が難しい状況でございます。従いまして、明許繰越をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、循環型社会拠点施設発注仕様書作成業務でございますが、先ほども説明させていただきました通り19年度から実施いたしますので、廃止というかたちを取らせていただくものでございます。続きまして、6ページの第4表地方債補正でございますが、限度額を2,720万円に補正するものでございます。利率、償還の方法につきましては変更ございません。最後でございますが、補正による構成市町の負担金につきましては13ページの2号補正後の欄に改正後の負担割合でもって計算したものを記載しております。

以上、このようなかたちで補正をお願いしたいと思います。議案第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（正木 悟君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

6番。

6番（岡前治生君） 今回の補正予算すべてが先ほどの議員協議会のときに事情があるとは聞いたのですが、当初予算で計上されていて今回減額ということなら良く分かるのですけれども、8月7日の定例会で補正されたものが今回ほとんど全額減額というようなかたちで出て来ております。その時にはこの予算は必要だということで提案されたと思うのです。そういう点から言うと、補正でわざわざ提案しておきながら結果として執行出来なかったと。だから減額するのだということであるのですけれど、事務局なり当局として8月時点での見通し、相当甘い見通しを持ったまま予算計上されたのではないかなど。先ほどの協議会の説明を聞きますと、その後の状況の変化によって減額せざるを得ないとか、入札方法を変えなければならなくなったとか、そういう指導があったとか、そういう諸事情は理解するにしてもあまりにもこのようにね、各市町の自治体の予算で補正を出してきていて、それで補正を一切使わないで減額というような内容の補正がもし出てくれば、あなた方は何をもってその補正予算を出してきたのか、何の必要性をもって、あの時は必要だというふうに説明したではないかと相当厳しい追及があるわけですね。通常ではこのような補正予算というものは考えられないのですけれども、その点、見通しはどのような見通しを持って当時提案されて結果としてどうなったのか。発注仕様書については良く分かりました。国や県の指導があってこうせざるを得なかったと。現状のままでは発注出来なかったというふうなことでありますからそれは分かります。それと用地購入費についても説明はありましたが、何故県の企業庁と一緒に購入しなければならないのか、そのあたりのところがもう一つははっきりとしませんでした。ですからそこら辺のところを改めて説明をしていただきたい。それと款の変更でということをおっしゃいましたが、8月に出されました補正予算の中では、総務費の中で設計業務委託料ということで3,700万円計上されていて、今度は名称が変わって施設整備費の中で調査設計業務委託料、いわゆる設計業務委託料とそこに調査が加わることによって内容的に変わるのかどうか、そのあたりのことをお聞かせ願いたいということと、以前第8回の定例会のときに、私はひょうご環境創造協会が多くの委託業務を随契で受けているということを指摘して、そのとき設計業務等については競争入札で今後は実施しますというふうに管理者だったと思いますけれども答弁されておりました。それでこの調査設計業務についてもきちっと競争入札が行われるのかどうかその点お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 個々の細目については、事務局の方から答弁をさせていただきますけれども、まず当初、予算の組み立てについて管理者として説明をさせていただきます。確かに補正予算ということで8月で出させていただきますのでその後これだけ減額すると。事業がそれだけ当初のスケジュール通

り実施がされていないというご指摘の点については組合といたしましても十分に認識をいたしております。ただ、岡前議員もご存知のように18年度当初予算を提案させていただき、時点におきまして、組合として合併問題の中でいろいろと足並みが揃わなかったということで、当初予算におきましては事務経費的なものだけを提案をさせていただいて、その後事業予算につきましては補正で提案をさせていただきたいということをお断りをしたわけです。当然予算を組み立てる昨年の1月におきましてはですね、皆さんもご存知のようにいろいろと協議を行っておりました。ですから、事業そのものの事業予算を提案すること自体不適切であろうということで基本的な事務的経費のみを提案させていただきました。その後18年度におきましてはこういった調査設計、施設の設計業務等をやりたいということをお話をさせていただいておりましたので、8月の最初の議会に提案をさせていただいたということです。ただ、その後の経過につきましては先ほど事務局からも説明しましたように、やはり、長期に渡る事業ということで状況の変化ということもあります。そういったことの中で18年度に執行が出来なかったということですので、この点についてはご理解いただき、今後のスケジュール等につきましても次に19年度予算を提案させていただきますけれども、引き続いて努力をさせていただきたいということをご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点用地の件につきまして、予定地は確定しておりますけれども企業庁との用地の最終的な交渉はこれからになっております。それとまだ企業庁が買収していない土地があるわけです。その用地の買収につきましては、やはり企業庁との土地の買収の関連の中で一緒に地権者にもお願いをしていって調整をさせていただきたいと、そうでないとその土地だけを区分的に必要な部分だけを買収するというのは非常に難しいだろうということの中で企業庁とのお話をさせていただいております。その点については民地の買収ということで大変難しい点もありますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。後は事務局から。

事務局次長（堀 秀三君） 先ほど岡前議員の方から指摘がありました13節・委託料の測量業務委託料、地質調査業務委託料、設計業務委託料のこの三つでございますが、その三つを合計いたしますと1億2,400万円でございます。それを入札執行いたしましたら4,536万円で落札したということで、その差が7,864万円あります。この額についてのことかと思うのですが、これはどうということかと申しますと、設計額というのは申し上げることはできませんが・・・。

6番（岡前治生君） そういうことを聞いているのではないのです。結局、8月の補正予算の設計業務委託料の3,700万円というのは、款を変えて今度は施設整備費の方で計上しているのですよね。実際、測量業務委託料と地質調査業務委託料については執行してあるわけですよ。でもそれ以外についてはほとんど全額減額してあると。

事務局次長（堀 秀三君） 業務につきましてはですね、この三つの項目をすべて一括にまとめたの発注でございます。と言いますのは当初予算計上しておりますときは、測量と設計と調査につきましてはすべて積算体系が違いますから三つで掲げさせていたわけですが、発注時点におきましてはやはり業務の執行上より効率的に業務が進むということがありますので三つまとめた設計書を作成いたしまして発注したと、こういうことでございます。従いまして、その三つ合わせたものが4,536万円ということで40%台で落札をしております。従いまして、款の組み替えによる項目と言いますのは補正予算に計上させていただいていた三つ分が一つということでございます。

議長（正木 悟君） 6番。

6番（岡前治生君） よろしいです。そういうふうには聞こえなかったもので。

議長（正木 悟君） 他にございませんか。

議長（正木 悟君） 1番。

1番（大脇和代君） 13ページの補正の負担金のことでお尋ねします。3市2町の補正後の負担金の額が記されているんですが、全体ではそれぞれの市町が何パーセントずつと言うか、負担の割合をお答えいただきたいということと、それからこの補正額はルールによって平等割30%と人口割70%という計算でこれになっているのかということと、それと90トンを決めたときに11町の日量のごみ量が基本にあったと思うのですが、3市2町になりましての全体のごみ量を確認させていただきたい。この前の議会のときにちょっと説明が分かりにくかったので、それぞれの市町のごみの日量を数値で教えていただきたい。以上、お願いします。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） ただ今のご質問でございますが、13ページの2号補正後の額でございますが、総務経費は30%と70%、建設経費は15%と85%というかたちで計算をしております。それから各構成市町の率でございますが、これは新年度予算の30ページに各構成市町の負担率を書かせていただいております。総務経費につきましては平等割30%と人口割70%、建設経費につきましては平等割15%と人口割85%ということで姫路市さんから順番に書いております。

議長（正木 悟君） 1番。

1番（大脇和代君） 計算すれば分かるのですが、計算結果の金額では分かっているのですが、それが全体からすると姫路市が何パーセント、何割くらいの負担になっているかということをお教えいただけただけなら分かり易いのと、実際のごみがどういうふうになっているのかということをもう一度ちょっと確認させていただきたいと思ったのです。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） 30ページの一番上に、姫路市・安富町域ということで5.971%と書いております。これが建設経費の15%と85%の率でございます。

1番（大脇和代君） ごみ量の方は。

事務局次長（船曳 覚君） 平成16年度実績なんですけれど、姫路市さんにおかれましては安富町域分で1日当たり5.11トンということで、パーセントで言いますと5.39%になります。以下たつの市他すべての市町でございますが、たつの市さんの新宮町域が14.07トンということで14.85%、宍粟市さんにおかれましては30.26%ということで31.98%、上郡町は17.36トンということで18.33%、佐用町におきましては27.92トンということで29.48%、ちょっと先ほど計算しましたので端数につきましては100%ぴったりにならないかもしれませんが。

1番（大脇和代君） ありがとうございます。

議長（正木 悟君） 他にございませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（正木 悟君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議長（正木 悟君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

なしと認めます。

議長（正木 悟君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

なしと認めます。

議長（正木 悟君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより、議案第2号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号の件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（正木 悟君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成19年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

議長（正木 悟君） 次に日程第8、議案第3号、平成19年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（庵途典章君） 19年度予算につきまして、事務局より説明をさせます。

議長（正木 悟君） 事務局。

事務局次長（堀 秀三君） ただ今議題となりました議案第3号平成19年度にしはりま環境事務組合歳入歳出予算の説明を申し上げます。

お手元の資料2の16ページをご覧くださいと思います。平成19年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億1,839万7,000円と定めます。2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。続きまして債務負担行為でございますが、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものでございます。地方債でございますが、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債によるものでございます。一時借入金でございますが、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億7,960万円と定めるところでございます。

次に、21ページの歳入歳出予算事項別明細をご覧くださいと思います。まず、歳出からでございますが、1款議会費、今年度予算60万2,000円、前年度と比較して26万4,000円の減額でございます。2款総務費につきましては7,707万4,000円で、前年度と比較して692万7,000円の減額でございます。5款施設整備事業費であります。7億3,647万9,000円で、前年度予算と比較して7億3,647万9,000円の増額でございます。続きまして、8款公債費ですが、374万2,000円でございます。前年度と比較して374万2,000円の増額でございます。10款予備費ですが、50万円でございます。前年度と比較して49万9,000円の増額でございます。

以上、歳出合計は、今年度予算8億1,839万7,000円でございます。前年度と比較して7億3,352万9,000円の増額でございます。なお、この内訳でございますが、27ページ以降に記載しております。

金額の説明に入ります前に、32ページに主要事業計画を記載しておりますので、32ページをご覧くださいと思います。平成19年度の主要事業計画でございますが、この説明をさせていただきます。まず、1点目といたしまして建設予定地周辺地域住民の理解と協力の確保。2点目といたしまして、広い住民の理解と協力の確保。3点目でございますが、専門的見地からの指導助言の確保。4点目でございますが、圏域住民の参画と協働、透明性の確保。5点目でございますが、循環型社会拠点施設整備。

6点目でございますが、事務組合の適正かつ民主的・効率的運営でございます。

では、24ページに戻っていただいて、説明をさせていただきます。まず、1款議会費でございます。1節報酬ですが28万7,000円、9節旅費ですが23万4,000円、10節交際費ですが6万円、11節需用費ですが2万1,000円、合計60万2,000円でございます。続きまして25ページからは総務費を記載しております。1節報酬費ですが234万6,000円、3節職員手当ですが130万円、4節共済費ですが30万5,000円、7節賃金190万8,000円、9節旅費172万2,000円、10節交際費20万円、11節需用費360万円、12節役務費131万円でございます。

続きまして、26ページをお願いしたいと思います。13節委託料ですが183万2,000円、14節使用料及び賃借料ですが599万2,000円、18節備品購入費15万6,000円、19節負担金補助及び交付金5,632万9,000円。主なものでございますが、これは派遣職員の人件費でございます。2目公平委員会費でございますが1節報酬費2万3,000円。以上合計7,702万3,000円でございます。

続きまして、27ページでございますが、2款監査委員費でございます。1節報酬費3万5,000円、9節旅費1万6,000円でございます。合計5万1,000円でございます。

続きまして、5款施設整備事業費の13節委託料でございますが、6,932万2,000円を計上しております。内容は循環型社会拠点施設の発注支援業務委託料でございます。この委託料につきましては、発注仕様書作成業務委託料として1,300万円。これはプラント等の施設発注の基本となる仕様書を作成するものでございます。そして発注支援業務委託料として1,000万円を計上しております。これは発注仕様書を作成する業者を第三者的に技術支援を求めた業務でございます。続きまして、工事監理業務委託料でございますが、これは進入道路、敷地造成の工事監理でございます。次に監視調査業務委託料でございますが、工事期間中の大気、水質、騒音等の環境調査でございます。その他登記委託料、測量・設計等業務委託料でございます。15節工事請負費でございますが、進入道路・土地造成工事費として5億7,605万2,000円を計上しております。これは進入道路1500メートル、敷地造成約6ヘクタールの工事でございます。続きまして、28ページをお願いしたいと思います。17節公有財産購入費でございますが、用地購入費として3,750万8,000円を計上しております。これは民地1筆と企業庁用地の約8ヘクタールの用地取得でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが4,779万7,000円でございます。これは周辺整備にかかるものでございます。道路整備として4件、河川整備として1件、その他生活関連事業でございます。22節補償、補填及び賠償金でございますが、物件補償費として580万円計上をしております。これは立木補償でございます。以上合計7億3,647万9,000円でございます。続きまして、8款公債費でございますが、

23節償還金利子及び割引料として374万2,000円を計上しております。10款予備費でございますが、50万円を計上しております。

続きまして、この歳出に伴う歳入でございますが、21ページをお願いしたいと思います。歳入でございますが、1款分担金及び負担金でございますが、本年度1億9,194万6,000円でございます。前年度と比較して1億708万1,000円の増額でございます。3款国庫支出金でございますが、4,684万8,000円でございます。9款繰越金でございますが、1,000円でございます。10款諸収入でございますが、2,000円でございます。11款組合債でございますが、5億7,960万円でございます。

以上、歳入合計といたしまして8億1,839万7,000円でございます。前年度と比較しまして7億3,352万9,000円の増額でございます。歳入の明細につきましては、22ページから23ページ以降に記載しております。22ページをご覧いただきたいと思います。22ページにおきましては各構成市町の分担金ということで、説明欄に記載をしております。

19ページに戻っていただきたいと思います。19ページでございますが、第2表債務負担行為でございます。債務負担行為につきましては4項目ございます。循環型社会拠点施設発注支援事業として平成20年度までということで2,500万円。循環型社会拠点施設進入道路・土地造成事業として平成21年度までということで8億1,100万円でございます。循環型社会拠点施設工事監理事業といたしまして、期間は平成21年度までで1億3,600万円でございます。続きまして、循環型社会拠点施設監視調査事業でございますが、期間は平成21年度までということで2,400万円でございます。合計9億9,600万円でございます。

続きまして、20ページ地方債でございます。地方債の起債の目的は一般廃棄物処理施設整備事業で、限度額5億7,960万円でございます。利子につきましても5%以内でございます。

以上で議案第3号の平成19年度にしはりま環境事務組合歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（正木 悟君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 度々すみません。事業、計画がどんどん進められている中で大変申し訳ない質問なのですが、前の時にも同様な主旨の質問をしたのですが、姫路の負担というのが今回の予算の中にもはっきり出ております。私は今のをよくよく見ても、姫路市がこの事業に参加をしなくてもいい

んじゃないかという気持ちがあるが、この前の説明を聞いても今回も強まる一方なのです。と言いますのは、姫路市の方も昨年、一昨年とごみ減量が進みまして、安富と合併するというのは昨年になったのですが、合併後も安富も分別減量するという方向になっておりますので、安富のごみを受け入れられる状況にあります。本当に地球環境の温暖化で、二酸化炭素を削減しなければいけない緊急課題の中で、私はあらゆる所でチェックをしなければいけない。それが私たち議員の役割だと思っております。そういう立場に立ちますと、先程トン数を聞きましたが、例えば姫路市とたつの市が抜ければ90トンにしなくてもいいわけで、循環型社会を目指すのならば今の計画より縮小できると思います。姫路とか合併先がここから抜ければね。私は議論が進んでいる中で足を引っばるような議論だと思われるかも知れませんが、税金の無駄遣いというのはある意味必要以上の物を造るというのはよくないと思うのです。それは住民が意見表明や何かに参加できる時があれば、そのことが浮上していると思います。滋賀の選挙でも分かるように。ですからここに至って姫路市でも十分にこの問題で市民が議論しておりません。ですから、私たちに託されていると思っておりますので、今日は私1人しか出席しておりませんが、非常に私自身が責任を感じてやむにやまれず意見を述べております。後世の人に必要以上の大きな物を皆さんの税金を遣って造ってもいいのかということ、私は真剣に考えざるを得ないと思います。ですから、元に戻すような議論で大変申し訳ないのですが、この負担やいろんなことを考えているのですが、もう一度元に戻ってももう少し規模を縮小するということを考えられないのか。もう一度お聞きします。そして、先ほども住民への説明会が平成18年度もずっとなされたようなのですが、その中でも光都の皆さんは先ほどのお答えの中でもすっきりしなかったようにお答えを聞きました。と言うのは、いろいろと疑問とか問題が出ていると。自治会長さんとかの集まりでは、皆さんわりと理解を深めてくださるということだったのですが、やはり生活で非常に苦しんでいるのは一般の住民で、比較的生活が安定しているのは自治会のリーダー的な皆さんだと。そこにちょっと認識の温度差があると思うのです。ですから、やはり税金の遣い方は住民みんながよく議論をして決めて欲しい。そういう立場でもう一度私はこの予算を見直すことができないのか、原点に戻るような議論で申し訳ないのですが、私の責任として申し上げたいと思います。是非とももう一度受け入れられるような市町については考えさせていただけないのか、そのことをお尋ねします。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） これまでもいろいろとご議論いただき、協議をして参りました。当然そういう環境問題、効率的に経費も少なく、こういう私たちの生活の中で必要な施設を建設していく、これには広域的にこの処理をしていこうということで取り組んできております。そういう中で当然規模につきましても、決して不必要な規模ではない。当然その責任を果たしていくために必要な施設として計

画をしているわけです。当然今言われますように、姫路市さん、たつの市さんが抜ければ規模は小さくなくなります。でも、当然そのごみはどこかで処理もされますし、この11町、現在の3市2町が協力して一つで一体的にやることによって、より効率的な施設として運営ができるということで計画しておりますので、現在その枠組みとして11町で確認をして、3市2町が組合としてやっていこうということで決定をし、協力の元に今進めているわけです。それぞれの責任を果たしていくことによって、この事業は完結できるわけです。ですから、個々において今言われるようなことについても、若干それぞれで見ればあるかも知れませんが、相対的全体的に見れば、私はそういう面に十分配慮した効率的な施設になっているということをご理解いただきたいと思います。

議長（正木 悟君） 1番。

1番（大脇和代君） そしたら、話し合いのルールの中では、建設後7年後には姫路市とかが参加、撤退するということになっていると思うのですが、その際にみなさんの減量意識が進んで、その上に例えば姫路市とかたつの市が出たら、この規模が大き過ぎるということになるのではないですか。その点は本当にどのようにお考えなのかということと、私は今日、本当に人より何でも時間が、理解にも時間が掛かっているかも知れないですが、ここに来るのに人の倍ぐらいの時間が掛かって来たのですが、本当にその分安富だったら、こちらと姫路とどっちが運搬にエネルギーを使うのかということになると、やはりこちらの方が使うのではないかということになるのではないかと思うのです。やはり、そういったことも考えて、私はこの問題を考えないといけなと思うのです。理事のみなさんは計画をしてきた経過があると思いますが、私はここに参加しておられるみなさんに本当に原点に帰って見直しを、姫路市がこれにずっとこれに参加するのだったらそれはそれでいいかも知れないです。姫路が一杯でこちらに寄せていただかなければいけないというのなら分かります。姫路市としてはやはり減量の中で、安富分も吸収できると考えますので、本当にみなさんにもう少し始めに帰って、約束していたからというのではなくて、今後のことも含めてお考えいただきたい。私の皆さんに対する要望です。お願いいたします。

議長（正木 悟君） 他にありませんか。

6番

6番（岡前治生君） 他の議員さんも質問があるかも知れませんが、今の状況でしたらあまりないようですので、ちょっとたくさんになるのですが、いろいろお聞きしたいと思うのですけれども。

1つは発注仕様書作成業務委託料というのが、支援業務委託料と2つに分けられました。先ほど環境省からの指導もあってということをおっしゃいました。それでその発注仕様書作成業務委託料と支援業務委託料というのはそれぞれどういうふうに違うのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。そしてそ

の発注仕様書作成業務委託料なり支援業務委託料というのは、先ほどから指摘しておりますように、ひょうご環境創造協会というところに委託をされるということがあるのか、ないのか。そのことをまずお聞きしたいと思います。それと、協議会の席でも言いましたけれども、今回のごみ処理場の計画というのは大変多くの部分を起債を財源にしなければならないというふうなことで、正確な数字は、管理者が言われたように入札が終わらなければ正確な数字は出ないわけでありましてけれども、概算数百億の事業費の内起債は恐らく7割8割というふうな、70億なり80億なりというふうな金額に積み上がってくるのではないかなと思うのですけれども、その金額を各市町が毎年どの程度償還していかなければならないのか。そういうふうな資料を作っていただきたいということなのですけれども、そういうふうな資料を是非作っていただきたい。宍粟市なんかで言いますと、本当に今の宍粟環境事務組合なんかの起債の償還についても、本当に大変いろいろな問題があった経過で、総額で言えば相当な金額をこれまで支出しておりますから、予め本当にどの程度の負担に各町なるのかということは明らかにした上でやはり事業実施はされるべきではないかというふうに思います。

それから、もう1点は先ほど大協議員も言われておりましたけれども、私は本当にその90トン規模というのが本当に適正な規模なのかどうなのか。この点やはり議論が必要だと思うんです。今回事務局長は休んでおられますけれども、前回第8回の定例会の時に最終的には事務局長は、数字的な根拠はないというふうに明確におっしゃられたんですね。でもね、基本計画の一番大事な、90トン規模のごみ処理施設を造りましょうというその90トン規模を導き出した数字が、数字的な根拠がないというそんないい加減なことで、この100億もかかろうというふうな事業を進めようということ自体が、本来間違っておるわけです。繰り返しになりますが、この前も言いましたが、にしはりま環境事務組合で作っておられるこの資料、施設整備基本計画書の23ページにはなぜ90トンになるかということが、ちゃんと計算式によって求められておるんですね。これは前にも言いましたけれども、補修時とかそういうことを勘案して、年間365日の内280日しか稼働しませんよというふうなことが、一般的な計算方法として採用されているから、この計算方法で採用して90トンということが求められてきているわけです。しかし、このにしはりま環境事務組合の場合は確認書というふうなことをわざわざ交わして、姫路市のバックアップ効果を期待できる。こういうことになっているわけですね。だから規約の中での第3条第1項第3号に「補修時における」云々かんぬん広域化で対応するというふうなことも、わざわざ書き込まれたわけですよ。でしたら、この計算式でいう年間85日補修時に機械を止めなければならぬとする、その85日分は姫路市が肩代わりをしてくれるのであれば、この85日は除いて365日全て稼働できるという前提の元に、この数字というのは出来るわけですよ。そうしたら、90トン規模が65トン規模の施設で十分やっていけるというふうに、そういうことになるわけです。だから、

そういうことが解決されない限り、私はこの事業が前に進んでいくということは絶対にあってはならないことだと思いますし、そういう資料をお宅の方から出されておられるわけですから、それをやはりなぜ90トンなのか、なぜ90トンにしなければならなかったのかというその算出根拠を事務局長たる者が数字的根拠はないというふうなことで、そんなことで大事なことを曖昧にしたままでこの事業を進めていくというふうなことは、私は絶対にやってはならないと。だからこそ、この間の基本計画におけるごみ処理場を何トン規模にするのか。このことについてはきちっと議会にも報告していただく、このことをしつこく確認したわけですから、私はこの点、今日は事務局長はおられませんけれども、当局の明確な答弁を求めたいと思います。

それともう1点は、先ほどの発注仕様書の関係もそうでありますけれども、実際に流動床式ガス化溶解炉というふうなことで、ごみ処理場の処理方式が決まって具体的なごみ処理場の業者の選定作業に入っていられると思います。そういう中で先ほども出ておりました。いわゆるコンサルとごみ処理場のメーカーとの癒着。こういう問題についても大変重要な問題があるわけです。それというのは、何回も言いますが、ひょうご環境創造協会の役員名簿の中には、神戸製鋼所の執行役員でありますとか、川崎重工の本社総務部長とか、こういう方がやはり入っておられるんですね。だから、こういうところからコンサルとメーカーとの癒着なり談合なりとか馴れ合いとかいろいろな表現がされている。私は、そこを環境省は是正なさいというふうに指摘しているのだと思います。こういう立場にいるということは、いわゆる一般の人では掴めない内部情報がどんどん掴める立場にあるわけです。こういうところの役員に入っているということは、ですから、私は今回でこの議会に出させていただくのは最後になりますからしっかりとお願いをしておきたいと思うのですが、少なくとも神戸製鋼とかここに書いてある川崎重工業とかこういう2社が、例えば指名競争入札でやられるのであれば指名に入るとか、一方では環境省はそういう指導をしているのに実際見ればそういうところが入っている。そういうふうなことには絶対にならないように、そういうことはしないというふうな確約をこの場でしっかりといただいておりますがいかがでしょうか。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） たくさんのいろいろなご意見をいただきましたから、全て十分に答えられるかどうか分かりませんが、最初に、これから進めていく発注については、当然組合として公平性、透明性を確保しながら、如何に安全で安くいい施設を造ろうかという努力をして参ります。そういうことでいろいろな発注仕様書、また発注支援業務、こういうことも環境省からの指導もありましたけれども、そういうことも踏まえて、それ以上に組合としていろいろと研究をさせていただいております。それについてはできる限り、今のご指摘について懸念がないようにやっていきたいというふうに思っ

おります。特に発注仕様書の支援業務、これにつきましては今ご指摘の、全て発注仕様書を一括して出してしまうと、どうしてもメーカーの持っている技術支援というものもないと、仕様書が出来ないという面もあるのではないかと思います。技術的に。だから、そこだけに任せてしまうのではなく、それを再度チェックする公的なやはり支援という形で、こういう事業に精通し、しかも公の立場にあるような形での発注側、組合側に立った指導がいただけるそういう形での支援業務をお願いしたいと思っております。現在創造協会にいろいろとお願いしてきた点については、この18年度で一つの業務が終わりますので、一旦これで創造協会の業務は完了したというふうには思っております。これからまた新たに支援業務につきましても考えていきたいというふうには考えております。

また、施設の規模につきましては、これまでいろいろとお話をさせていただき、答弁もさせていただきました。前回、事務局長がなんの根拠もなしに90トンを出したのだというふうに捕らえかねないような発言の仕方をしておりますが、それは議員からもいろいろと言われて事務局長としても答弁の仕方がない中でああいう発言になってしまったかと思えますけれども、決して何も根拠なしに出したわけではなく、それぞれのごみの処理、各構成市町から発生するであろう予測、そういうものを計算した中で出してきておりますし、それに対してそれを如何に規模を縮小していくか、最終的に90トンにしたということについては計算上きちっと出したものではないのだというふうには言っていると思えますけれども、当然姫路市さんなり関係構成市町の協力の中でどれだけ規模の削減が出来るかということの中で、90トンというものが決定をされたということは、これについては県とも協議し、また、中でも十分に協議した中で決まったのだということで皆さんにも説明をし、ご理解をいただいているということで、これ以上新たな説明を私はすることは出来ませんし、する必要もないのではないかと私は思っております。

起債の関係については事務局の方から。

事務局次長（船曳 覚君） 先ほど事業費の中に起債の償還等について資料を作成して欲しいとありましたので、若干説明させていただきます。昨年6月7日の全員協議会の際に、8月7日ですか、施設整備の概算事業費並びに大まかなスケジュールの表をお示したと思うのですが、そうした中で構成市町さんの概算の負担金等を示しております。ただ、これにつきましては30%、70%という負担割りで出しております。今回の規約の改正によりまして、建設事業費につきましては15%、85%に規約変更ということでございますが、構成市町さんにおかれましては10%とかそういったオーダーの規約改正ではございませんので、前回示している資料の負担額につきましては、概ねそういった額になるかと思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。なお、今後事業の推移によりまして入札等もありますので事業費の増減が出てくるかと思えます。そういった分も含めてスケジュール並びに事業費等につきましても資料を作成したいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（正木 悟君） 6 番。

6 番（岡前治生君） 再度質問させていただきます。1 つは、発注仕様書作成業務と支援委託料についてでありますけれども、これについてはそれぞれいわゆる競争入札というふうなことで、今までのようにひょうご環境創造協会に随契で行うとかいうふうなことは絶対はないというふうなことで確認させていただいてよろしいわけですね。その点まず 1 点お聞きします。

それともう 1 つは大変大きな事業費で、債務負担行為では総額 8 億 1, 1 0 0 万円、進入道路と土地の造成工事ですね。大変大きな額でありますけれども、この 2 つ一緒に出てきておるんですけども、それぞれ進入道路、土地造成工事、もし分かれば内訳がそれぞれの程度かかるものになっておるのかお伺いしたいと思います。

それと、先ほど管理者としては 9 0 トン規模は今更議論しても始まらないというふうなことだと思っておりますけれども、この間の姫路市との確認書の経過とか、規約の改正も含めて見ていましたら、規約の改正で「補修時災害時の廃棄物の広域化等に関する事」ということが新たに付け加わったわけですよ。その確認書が交わされたことによって。それで私は「補修時」という言葉が入っていなかったら、これほど食い下がりませんけれども、ただ「補修時」ということが入っている以上、姫路市さんが、にしはりま環境事務組合が定期点検をしなければならなくて炉を止めなければならぬとかそういうことの中には、姫路市さんが応援をしてくれるということが前提になって、わざわざこういう 1 項目が付け加えられたわけですよ。ですから、少なくとも年間の補修に係る 8 5 日という炉を休ませなければならぬ日については、姫路市さんが応援してごみ処理をしてくれるわけですから、 $280 / 365$ という数式は私は成り立たないと思うんですよ。ですから先ほども言いましたように、9 0 トンではなくて 6 5 トン規模の炉でこのにしはりまの場合は十分にやっつけていける。それは何故かと言うと、確認書で、また規約で補修時の際はバックアップ体制を姫路市が取ってくれるからだとそういうことなんですよ。そのことを曖昧にしたままでこのことをごり押ししようとするのは、余りにも議論が浅すぎるのではないのかなと思うんですけども、その点再度お答えいただきたい。

それと、私が最後に申しあげましたひょうご環境創造協会の役員になっておる神戸製鋼所、川崎重工、これらの企業がまさか受注に入ってくるというふうなことは絶対はないですよ。このことだけは確認させてください。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 発注につきましては出来るだけそういうことで、当然発注する私たち組合側の十分な有利な発注の仕方をしたいということですから、そういうふうに見える発注方法を考えていきます。ですからそれが一般競争入札に適しておれば一般競争入札を行います。ただ、支援業務で

先ほど言いましたように、民間の誰でもいいというわけではない。やはり必要な組合としての立場でチェックをしていただけるような方に発注する場合には、当然それはそれなりの随意でお願いをする場合もあるかも知れません。それは組合として責任を持ってやらせていただきます。後は事務局の方から。

事務局次長（堀 秀三君） それと道路の方と造成工事の方との差ということを言われたと思うのですが、組合の方といたしましては、道路部分と造成部分というのは一連した土工の関係から言いますと、道路で切った土砂を造成地の方へ持っていくという一連作業でございます。従いまして、今具体的に金額が出ていない状況の中で、はっきり比率を申し上げるわけにはいかないんですが、若干道路の工事の方が少し高いのではないかという試算をしております。その程度のことしか今は言えない状況でございます。

議長（正木 悟君） 管理者。

管理者（庵途典章君） ひょうご環境創造協会役員の中に、そういう会社の役員の関連をされている人がいるから、そのところに受注はさせないだろうなというようなお話ですが、私はそこにそういう人がいるかどうかは分かりませんが、それはコンサルとして創造協会に今までいろんな計画についてのご指導をいただいております。ただ、それがあから川崎重工、神戸製鋼に受注するかしんないかは、これから今後の発注において、一般競争入札ならば一般競争入札の中で参加資格があれば参加をして、その中での競争の中で決定をしていくことですから。こちらでそれをさせないとか、それを排除するとか、そういうことを今決めること自体それは非常におかしいのではないかと思います。

議長（正木 悟君） 22番。

22番（西岡 正君） 私は去年の5月からこの議会へ出させていただいておるんですけども、毎回毎回ですね、炉が大きいとか小さいとかいう話をしておるんですけども。私がここに出させていただいたときに、既に今の方向が定められておりました。何の根拠もなしにということでもありますけれども、何の根拠もなしに決めてきて、管理者が決め、議員が納得をしたのではないと思っています。今言われるように将来ごみの量がどうなるかという話はですね、90トンの炉が大きいじゃないかという話も確かにあります。けれども考え方を変えますとね、今このテクノの第1期工事は空いている用地が非常に目立ちますけれども、60数パーセントもう埋まっているというような説明も前回ございましたね。そういう状況から、これから将来に向けて2期工事が始まって、元々の計画通りに人口が1万8千人そこにくっついてくるということを考えれば、これは既に炉は小さすぎますよ、早く言えば。だから、先にこれから将来どうなっていくのか、これから先どうなっていくかっていう話を、先の話までしていくと、これはどうにもならないわけですよ。ですから、今の現実を考えて、今の状況を判断して決めてきたわけでしょう。そして、議会の議員さんは、確かに今言われた1番の議員さんも岡前さんも言われ

ておりますが、それが全ての議員の考え方ではないでしょう。ですから、私は何回も何回も、来る度来る度に同じ話を聞いて本当にうんざりしているのですよ。ですから、本当を言えば、ここで90トンが正しいのか正しくないのか採決してもらいたいと思います本当のことを言えば、同じことばかり。議会制民主主義って何なんですか。みんなで決めてきたことでしょう。管理者どう思われますか。

議長（正木 悟君） 22番議員さんの意見としてこれは聞いておきます。

6番、もう質問はよろしいですか。

ないようでありますから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論を許します。

6番。

6番（岡前治生君） 2007年度にしはりま環境事務組合歳入歳出予算に対する反対討論を行います。以下反対理由を述べて反対討論とします。

まず1点目には、2006年1月29日に交わされた確認書では、建設期間の4年間と供用開始後7年間は姫路市安富町とたつの市新宮町にしはりま環境事務組合に残ることになっております。しかし以前にも指摘した通り、新宮町域のごみは揖龍クリーンセンターで、安富町域のごみも姫路市の受け入れは十分に可能であることは明らかであります。今年からは進入道路、造成工事が始まることになりませんが、このまま計画が進めば、過剰な処理能力を持つ施設建設に繋がり、そのこと自体が構成市町の負担金を増やすことに繋がります。

2点目には先ほども述べたことでもありますけれども、ごみ処理場を建設するときの1番大切な数字であるごみ処理場の施設規模90トンの根拠を第8回定例会でお聞きしたところ、事務局長は数字的な根拠はない、補修時にバックアップ体制を取ることによって90トンとすると答弁されました。にしはりま環境事務組合の規約第3条第1項第3号には、補修時災害時の廃棄物の広域化等に関することとあり、姫路市が補修時にバックアップしてくれるのであれば、施設整備基本計画にある補修時の85日間は考慮しなくてもよいということになり、施設規模は65トン以下でもやっていけることとなります。このように、一番大事なことを曖昧なままで、過剰なごみ施設に繋がる予算を認めることは到底できません。

最後に、3点目には、従来から繰り返し述べていることではありますが、ごみ処理は処理区域が広くなればなるほどごみに対する市民の関心は薄くなり、ごみの減量化は進みにくくなります。自分たちの出したごみは自分たちの地域で処理する、これが大原則であります。国のごみ処理の基本方針の変化も踏まえ、各自治体ごとのごみ処理計画を検討することが私は何より大切であると考えます。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

議長（正木 悟君） 次に賛成討論はございませんか。

22番。

22番（西岡正君） 今までですね、多くの議論を交わされて今日に至りました。長い道のりであったと思います。そして、いよいよこの施設が実現しようとしておられるわけでありますから、一日も早い建設着手をしていただきたいと、私は思うところでございます。それから考えますと、適切妥当な予算だと判断いたします。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（正木 悟君） これにて討論を終わります。

これより、議案第3号、平成19年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を採決いたします。

議案第3号は、原案の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（正木 悟君） 起立多数であります。議案第3号は原案の通り可決されました。

閉会宣告

議長（正木 悟君） これで、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

第9回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

管理者あいさつ

議長（正木 悟君） ここで、管理者からあいさつの申し出があります。

管理者。

管理者（庵途典章君） 本当に長時間にわたりましてご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。また、提案させていただきました予算等につきまして、原案通り可決をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。今西岡議員がお話いただきましたように、本当にこの計画につきましても、非常に長い時間を掛けながらようやくここまで進めることができました。私たち構成市町、住民の皆さんのために、安全かつ効率的な施設の建設に向けて努力をして参りたいというふうに考えています。今後とも議員の皆さん方のご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。また、これから各市町におかれましては、3月議会。非常に厳しい財政の中で、この予算をご審議されるわけですがけれども、それぞれの市町の発展のために、元気にご活躍をいただきますようにご祈念申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（正木 悟君） 管理者のあいさつが終わりました。

本日は、提出議案に対する慎重な審議、適切なる議決をいただき誠にありがとうございました。

本日の議会審議を受けまして、にしはりま環境事務組合として、循環型社会形成を推進する行政の責務を果たすためにも、正副管理者は一致協力して、適切なる執行努力をお願いします。

また、関係市町3議会におかれましては、本組合に係わる規約改正の慎重なる審議をいただき、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、苦勞様でございました。

午後4時55分閉会